

お元気ですか

東京シティ税理士事務所
ニュース

〒163-0437

東京都新宿区西新宿2-1-1

新宿三井ビル37階

TEL.03(3344)3301

FAX.03(3344)9053

E-mail:voice@tokyocity.co.jp

東京シティ税理士事務所ホームページをご活用ください! <http://www.tokyocity.co.jp>

2011年税制改正で今後の方向性は?

今後の税制改正の方向性は、専門
家委員会が「税体系上、所得税と消
費税は車の両輪としてそれぞれの役
割を担うべきである」と指摘している
通り、『所得税と消費税を国の基幹
税としてバランス良く課税する税体
系の構築』を目指しているようです。
所得税は所得に応じて課税する税金
であり、消費税は所得に関係なく、律
5%課税する税金です。消費税率の
引上げにあたっては、中低所得者から
不満がでないように所得税相続税に
て高所得者や資産家に対する課税を

強化しておく必要があります。所得
再分配＝公平という大義名分で、全
体的な増税に持つという意図
が見えます。

平成23年度税制改正を個別にま
とめると、個人所得課税は『高所
得者に対する課税の強化』、法人所
得課税は『実効税率の引下げ』、資産
課税は『相続税の課税ベースの拡大』
『若年者層に対する贈与税負担の緩
和』となっています。『若年者層に対す
る贈与税負担の緩和』の意図は、資産
が流動化することによる消費の活性

化です。つまり消費税収の拡大を
狙ったものです。

現在の日本の財政状況と課税の公
平性を考慮しますと、所得税と消費
税をバランス良くしつつ課税する
というのは、見健全な方向性であるよ
うに思えます。しかし、所得税の最高税
率はすでに50%です。いくら努力して
も税金が50%以上というのはいかが
なものかと思えます。個人の皆様につ
きましては、今後税金負担が高くな
る傾向にあると考えられます。

税理士法人東京シティ税理士事務
所では、このような時流を考慮しなが
らお客様のタックスプランを考えたい
と思います。気兼ねなく税金のご相
談をなさってください。本年も宜しくお
願いたします。



パートナー税理士 石渡芳徳

2011年の展望

T&Fナビゲーター宣言

21世紀を迎え既に10年経ちました。バブル経済
崩壊以降、空白の10年どころか20年経つても、苦し
い経済情勢といわなければならぬのは残念なこ
とです。アジアの新興国がひたひたと日本に追いつ
いているのがわかります。世界第2位の経済大国
などと浮かれていたのが恥ずかしく思えるぐらい
です。このような経済情勢でも、日本人の多くが
餓えや乾きを感じるものが少なくなっているとい
うことは、日本の経済が成熟したということだ
と思えます。私は不満ですが…。

幸い東京シティ税理士事務所の業務は多く
お客様の支えで拡大させていただいております。
毎日いただく皆様の税金の質問に活力をいただい
ております。皮肉なもので、我々は税金が複雑に
なればなるほど仕事が増える傾向にあります。
それだけに複雑な税金の問題を優しく皆様にお
伝えすることが我々の役割だと思っております。
現在の国の財政難を考えると増税・高負担時代
がくることは間違いありません。東京シティ税理
士事務所はそんな時代を賢く生き抜くTAX
& FINANCE NAVIGATORでありたい
と思っております。



代表税理士 山端康幸

土地にかかる相続税が増税!! (小規模宅地の評価減)



税理士 加藤大輔

「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」制度が改正され、平成22年4月1日以後の相続について、ケースによつては相続税額が大きく増加することになりました。

この制度は、被相続人の居る用宅地や事業用宅地については、定面積までその評価額を80%減額又は50%減額することができるといふもの。改正により、原則として相続人がその宅地を

引き続き居住継続又は事業継続しなければ、減額することが一切認められなくなりました。

この影響を一番受けるのが一人暮らしの親の居住用宅地を相続するケースです。今までは200㎡までについて評価額から50%の減額をすることができましたが、今後は一切減額できせん。(相続人及びその配偶者が3年間持家を有していない場合に限り適用できます。)

それ以外にも賃貸併用住宅に居住されている方については、今までは条件を満たせばその敷地について240㎡まで評価額から80%減額することができましたが、今後は居住割合に対応する土地のみ80%減額でき、賃貸割合部分は50%の減額しかできないこととなりました。

今後も相続税は増税が見込まれていますので、その動向が注目されるところです。

平成23年中に直系尊属である両親・祖父母などから住宅取得資金の贈与を受けると贈与金額のうち1000万円(基礎控除110万円と組み合わせると1110万円)まで贈与税が非課税となります。

この「住宅取得等資金の非課税制度」の適用を受けるには、購入した住宅の登記簿面積が50㎡

以上であることなど、一定の要件を満たす必要があります。基本的には平成23年度中にマイホームを購入する方が対象となりますが、平成24年中に購入する方でも適用が可能なケースがあります。まず、平成23年中に住宅購入資金の贈与を受け、その後、平成24年3月15日までに物件の引渡しを受け、その物件に居住



税理士 石井力

おしどり贈与は 不動産取得税に注意

本年もよろしくお願い致します。

当事務所では、贈与税の居住用財産の配偶者控除の特例を「おしどり贈与」と命名させていただきます。特例の内容は、婚姻期間20年以上のご夫婦の間で、居住用財産の購入資金2,000万円まで、または現在居住中の不動産の持ち分2,000万円部分について、贈与した場合、申告することにより贈与税がかからないという特例のことです。(以下特例の要件)

- ①婚姻期間20年以上(戸籍上)の配偶者からの贈与であること。
- ②国内にある居住用不動産(居住用の土地、借地権もしくは家屋)または、居住用不動産を取得するための金銭の贈与であること。
- ③贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与を受けた居住用不動産または、贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産に居住し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであること。
- ④同じ配偶者において一生に1度しか受けられない。



税理士 風巻朋子

しかしこの贈与ですが、もらった方に贈与税はからないのですが、名義を変更する際の登録免許税や、不動産取得税(地方税)はかかるということです。とりわけ不動産取得税は登記終了後に課税されるため見逃しがちです。住宅とその敷地ですの「住宅等の軽減特例」の対象となる要件に該当している場合には、軽減を受けるところができます。贈与のコストとして不動産取得税をお忘れなく。

節税のポイント教えます

資産税編 こうすれば節税できる

税法では、保険の受取人を自分以外の人にしても保険料を払っている段階では贈与税は課税しませんが、現実にはそれを受け取る段階になったときに保険料の負担者からの贈与として、贈与税が課税されます。贈与税は累進課税なので割高になります。

一方、収入のない妻や子供を契約者及び受取人として生命保険契約を夫が締結し、その支払保険料については、夫が妻や子供に現金を贈与し、その現金を保険料の支払いに充てる場合には、保険金を受け取る段階では贈与税は課税されません。ただし、二時所得

得あるいは雑所得として所得税の課税はありますが、高額になることはありません。

この場合支払保険料相当額が贈与税の問題となります。支払保険料の負担者の判定については、事実関係を検討の上、例えば①毎年の贈与契約書、②過去の贈与税の申告書、③所得税の確定申告等における生命保険料控除の状況、④その他贈与の事実が認定できるものなどから贈与事実の心証が得られたものは、税務署もこれを認めることとしているようです。いかがでしょう。



税理士 新庄百恵

税理士 2011年の夢を語る

独占取材

四つの夢



税理士 中田真希子

見習い期間も終了し、今年から税理士として仕事ができるようになりました。今年はこんな夢を描いております。

第一の夢はより多くのお客様にお会いし、より良いプランをご提案することです。喜んでいただくことです。様々なお客様にお会いし、様々な解決策を探る過程を通じてスキルアップを図り、現在のお客様のお仕事にも成果を還元していきたいと願っております。

第二の夢は税理士のみならず他の士業の勉強会に積極的に参加し、人間関係を構築すると同時に実務において対応できる業務の幅を広げることです。

第三の夢は企業経営理論などの経営コンサルティングに関する理論を体系的に学習する機会を持つことです。なんとなくわかることと理論の裏づけを得て理解するのは大きな違いがありますし、多様な概念に接することにより仕事でも発見があり、そうだと期待しております。

第四の夢は社会人の娘が自立し、その住処で手料理をこ馳走してもらうことです。これが四つの夢の内、一番実現がむずかしいような夢です。忙しく充実した1年となりそうなので、わくわくしております。

一期一会



税理士 渡邊浩滋

私の好きな言葉のつに「一期一会」があります。

辞書によると「茶の湯で、茶会は毎回、一生に一度だという思いをこめて、主客とも誠心誠意、真剣に行うべきことを説いた語。転じて、一生に一度しかない出会い。一生に一度かぎりであること。」と書いてあります。

私がこれまで生きてきた中で、多くの出会いがあり、たくさんの人たちの影響を受けてきました。昨年中もお仕事上でもプライベートでも多くの人と出会い、その人の生き方や考え方に刺激を受けました。いい出会いに「本当に感謝です。」

「今度は、私が出会った人たちに影響を与えられるようになりたい!」そんな意味で2011年の夢は「お仕事やプライベートを問わず多くの人に出会い、一期一会の精神を常に心がける。」です。みなさまとの出会いを楽しみにしております。

あと、昨年息子が生まれたので、息子を連れて旅行に行きたい。あと、早起き...やることは山ほどあります。

最高のパートナーを目指して



税理士 大橋勇太

中小企業白書によると日本においては、およそ年間20万社の新しい会社設立されています。

年間20万人もの未来の情熱を持った人達が、会社経営という大海原への船出に出發していますが、その中で生き残る企業はほんの数%だといわれています。会社の創業者は、自分の命や人生をかけて自分の会社という船を進めています。

また、先祖代々わたる財産を守ってきた資産家の方にとっても、相続税の増税などによって財産を維持していくのが大変厳しい状況になっています。

どんな方にとっても、その方にとって一番身近な最高のパートナーでありたいと思っております。

私どものような士業と呼ばれる職業は、資格によって一定の信頼感を得て仕事をしています。様々な経験をしてくられたお客様が私のような若輩者に相談して頂けるのも資格があるからだと思ひます。

期待にお応えするため、常に専門知識の研磨を怠らずに1年間を過ごし、プロフェッショナルで在りたいと思います。

今年の「けい」



税理士 坂本晴良

「二年の計は元日にあり」といいますが、思い起こせば今までそのようなことをしたことがないかな、といった感があります。

昨年11月に東京シティ税理士事務所に入所しました。従前の勤務先とは、対象となってくるお客様、お客様へのサービスの方法が異なることがあります。

日々の電話相談、週末の税務相談やセミナー。ただ、そのように異なるところがあっても、仕事に取り組む姿勢や気持ちは変わるものではない、と実感しています。「お客様ニーズに応えられるサービスの提供」。これを今年においても二年の契とします。以上が仕事面です。

映画鑑賞が私の趣味の一つでもあります。昨年の東京国際映画祭にて「粒の麦」というルーマニア映画を観ました。ルーマニア、セルビア、コソボ。混沌たる東欧地域で交差するふたりの父親の物語でしたが、上映後の監督の話によれば、ルーマニア周辺の現状とのこと。それからというもの、東欧に興味を抱きました。

「東欧ぶらり旅」これが、私事面における今年の想であり夢です。

FAPPI

普通預金帳は記帳業務の心臓部



ファイナンシャルプランナー 草刈章雄

健全な経営を行う上で、日々の取引を正確に記録し、正しい成績を把握することは、重要な事です。

小売業のように現金取引が多い商売は、レジなどで日々の売上を記録しています。しかし釣銭と売上金が混在したり、レジの現金で仕入代金を支払ってしまった売上金と現金残高が合わなくなったりするケースが税務署の税務調査で指摘されます。

解決方法は、普通預金通帳を利用します。普通預金口座を開設し、日々の売上金を毎日入金します。休日などの日の売上は翌日その翌日というように、なるべく間隔をあけず入金します。通帳に入金した金額の横に(〇△日△〇日分売上)と書き込めば後で確認する時に便利です。尚、仕入や経費の支払いは振込を利用して支払えば通帳に記録が残ります。

このように普通預金通帳を利用することで面倒な帳面の記帳を最小限に減らす事ができます。事業者にとって記帳することは本業ではありません。なるべく記帳の手間を減らし本業に集中して下さい。帳簿組織の合理化をもう一度考えてみて下さい。是非章刈にご相談下さい。お待ちしております。

「らくらく個人事業と株式会社どっちがトク?」がすべてわかる本

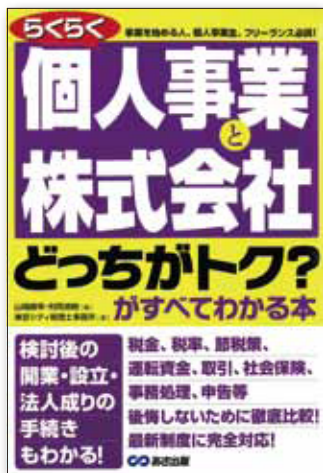
昨年夏から出版に向け作業を進めておりました「らくらく個人事業と株式会社どっちがトク?」がすべてわかる本」(山端康幸・村岡清樹 編)が昨年1月に出版となりました。

個人事業主の方、フリーランスの方、またこれから会社を辞めて、事業をはじめようとする方のために「個人事業」が得なのか? 「会社」が得なのか? を納得したうえで、「会社にしよう」とか「今はまだ個人事業でいい」と判断できる書籍です。また、「個人事業」「会社設立」「個

人事業から法人化」の手続きのポイントも掲載しております。

「個人」と「会社」のメリット・デメリットを検証したことによる知識が、どちらにするか十分検討することにつながります。その比較作業が、将来の事業成功の二助となるはずで、皆様の参考となる本となれば幸いです。

パートナー税理士 村岡清樹



増刷中!

「東京シティ税理士事務所の本」

現在販売されている当事務所著・編の本が8冊あります。

2010年には、2冊が新刊で発刊され、5冊が増刷されました。お陰様をもちまして多くの方に読んでいただいております。増刷、新刊した順でいくと

「マイホームの税金対策」

1月増刷

山端康幸・石渡芳徳 編

「株式会社設立&経営がよくわかる本」

2月増刷

山端康幸・加藤大輔 編

「個人事業開業のすべてがわかる本」

5月増刷

山端康幸・草刈章雄 編

「住宅ローン&マイホームの税金がスラスラわかる本」

5月新刊

新庄百恵ほか 監修

「相続の手続きと節税がぜんぶわかる本」

6月増刷

山端康幸・菊地則夫・村岡清樹・加藤大輔 編

「らくらく個人事業と株式会社どっちがトク?」がすべてわかる本

11月新刊

山端康幸・村岡清樹 編

「アパート・マンションの経営がぜんぶわかる本」

11月増刷

菊地則夫・村岡清樹 編

当事務所の出版本は、手続きなどの必要な情報はもちろん、複雑で難しい「税金」というジャンルを極力わかりやすく解説するよう心がけております。事業を始める、会社を設立する、アパート経営をする、相続が起きてしまった、ハウツー情報と税金を理解するのに非常に適しております、多くの皆様にご好評を頂いております。是非皆様も書店でお見かけの際には立ち読みだけでもしてみてください。きっと欲しくなりますよ!!

パートナー税理士 菊地則夫



事務職
紹介

本年もよろしくお願いたします。



秘書 土橋あ美



秘書 長尾早江子



秘書 富倉綾



事務職 剣持 翔



情報システム 松本 太郎



総務経理 熊澤 律子